

岩手県告示第470号

平成28年4月5日付け官報第6749号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28農林水産省告示第936号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市巖美町字横森138の62、138の67、138の70、138の90
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 佐藤ヤサ子、佐藤満芳

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所